

議案第 78 号

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例の一部改正について

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例（平成 17 年松阪市条例第 344 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例の一部を改正する条例

松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例（平成 17 年松阪市条例第 344 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表中「

施設名	利用区分	利用料金
管理研修舎	1 泊 大人 1 人	4,400 円以上 6,600 円以内
	〃 小人 1 人	3,850 円以上 5,770 円以内
	貸室 2 時間以内	2,200 円以上 3,300 円以内
	〃 1 時間増すごとに	550 円以上 820 円以内
	入湯料	220 円以上 330 円以内
バンガロー	1 泊 1 棟（5 人）	11,000 円以上 16,500 円以内

	貸室 2 時間以内	2, 200 円以上 3, 300 円以内
	〃 1 時間増すごとに	550 円以上 820 円以内
体験教室		実費相当額

備考

- 1 利用時間については、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。
- 3 小人は、3 歳から 12 歳までとする。

」を「

施設名	利用区分	利用料金
管理研修舎	1 泊 1 人	7, 480 円以内
	貸室 2 時間以内	3, 740 円以内
	入湯料	370 円以内
バンガロー	1 泊 1 棟 (5 人)	18, 700 円以内
	貸室 2 時間以内	3, 740 円以内
体験教室		実費相当額

備考

利用時間については、準備及び原状回復に要する時間を含む。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 9 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。